

## 門真市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市国民保護協議会条例（平成18年門真市条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、門真市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

**第2条** 会長は、条例第4条第1項に基づき協議会の会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(協議会の会議の代理出席)

**第3条** 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できないときは、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、当該会議の議事について、委員とみなす。

(協議会の会議の公開)

**第4条** 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って公開しないことができる。

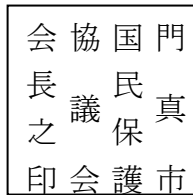
(会議の記録)

**第5条** 協議会の会議及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(公印)

**第6条** 会長の公印を次のように定める。

(1) 印影



(2) 書体 てん書

(3) 寸法 18ミリメートル手法

(4) 印材 つげ

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月8日から施行する。